

# 2023 年度入学料及び授業料免除・徴収猶予申請のしおり

## 1. 入学料免除及び徴収猶予申請【大学院生】

免除対象者・徴収猶予対象者に該当する者で、入学料の免除及び徴収猶予を申請した者については、選考のうえ、入学料の一部を免除若しくは一定期間徴収猶予することがあります。

入学料免除を希望する方は、この案内に記載する要領に基づき、大学に申請を行ってください。

大学院生については、大学独自制度での支援となり、学部生とは申請方法が大きく変わりますので、手続のしおり等をよく確認のうえ、提出書類等を準備願います。

※入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、選考結果がでるまでは入学料を納めないでください。

※入学料免除・徴収猶予と授業料免除・徴収猶予は希望するものをそれぞれ申請する必要があります。

### 〔対象者〕

- ① 経済的理由により納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 2022年4月から2023年3月までの間に、学資負担者が死亡した場合又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる場合

### 〔必要書類〕

別紙「提出書類一覧」のとおり

(提出書類のうち、申請書以外は免除申請と徴収猶予申請の両申請を兼ねています。入学料と併せて授業料免除の申請を行いたい場合は、入学料免除の申請書一式に「授業料免除申請書」を加えて提出することで同時に申請することが可能です。)

### 〔入学料免除・徴収猶予申請の手続の流れ、期限等〕

- ① 申請を希望する場合は、下記 URL の申請フォームから、学生本人が下表の期限までに必ずエントリーしてください。  
<https://forms.gle/j6MyNemsqD9meixG7>
- ② 自動返信で申請様式ダウンロード用 URL が届きます。
- ③ しおりを参考に申請書類を準備のうえ、提出期限までに書類一式を郵送（特定記録で郵送・書類提出期限必着）又は学生課へ持参してください。
- ④ エントリー期限及び書類提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けできませんので御留意ください。

入学区分	エントリー期限	書類提出期限
他大学又は他大学院から博士前期課程又は博士後期課程への入学者	2月28日(火)	3月10日(金)
本学からの博士前期課程入学者（学生課へ直接持参）	2月28日(火)	3月10日(金)

### 〔提出先〕

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1  
豊橋技術科学大学 学生課生活支援係 宛

(入学料等免除申請書類在中)

上記を枠線で切り取って郵送する際の封筒貼付用の宛先として使用できます。

### 〔電話等での問合せ先〕

e-mail:seikatsu@office.tut.ac.jp

TEL:0532-44-6558

**〔結果通知〕**

選考結果は、6月中下旬頃に学資負担者（外国人留学生は本人，提出された封筒の宛先）に郵送する予定です。免除又は徴収猶予が不許可になった者及び一部免除を許可された者は、所定の期日までに指定された額の入学料を納入しなければなりません。なお、徴収猶予を許可された者の入学料の納入期限は8月31日（木）です。

上記の期日までに納入しない場合は、本学学則の定めるところにより除籍されますので注意してください。

## 2. 授業料免除(前期分)及び徴収猶予【大学院生】

免除対象者・徴収猶予対象者に該当する者で、授業料の免除及び徴収猶予を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額又は一部を免除及び一定期間徴収猶予することがあります。

### 〔対象者〕

大学院の正規生（研究生・科目等履修生及び留年している者、あるいは修業年限を超えた者は除く。ただし、留学又は病気等特別な事情により休学した者はこの限りではない。）のうち、次のいずれかに該当する者。

- ① 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② 授業料の各期の納入期限前6か月以内（新入学者については、入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる場合
- ③ 自然災害等による被災者（以下の東日本大震災による被災者を含む）  
平成23年3月11日現在 主たる家計支持者の現住所が被災地域（平成23年3月17日現在で災害救助法が適用されている市町村のうち東京都を除いた地域\*）にあり、かつ、次のa～cのいずれかに該当する者  
\*災害救助法が適用されている地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県
  - a. 主たる家計支持者の自宅が全半壊した者
  - b. 主たる家計支持者が死亡した者
  - c. 主たる家計支持者の自宅が、福島第一原子力発電所の事故により、災害対策基本法に基づく警戒地域、又は原子力災害対策特別措置法に基づく計画的避難区域にある者

### 〔申請に必要な書類〕

- ① 申請を希望する場合は、下記URLで学生本人が2月28日（火）までに必ずエントリーしてください。  
<https://forms.gle/j6MyNemsqD9meixG7>
- ② 下表の指定された日に提出書類一式を持参し受付してください。  
なお、学会発表等正当な理由により指定された日に受付ができない場合は、必ず事前に学生課生活支援係に連絡のうえ、指定された受付日前までに申請してください。  
※入学料免除・徴収猶予申請を行った場合は「授業料免除申請書」のみを下表の指定された受付日に提出してください。その他の書類については、入学料免除申請と同一のため、提出の必要はありません。
- ③ 受付日以降は、いかなる理由があっても受け付けできませんので御留意ください。

月	日	対象者	受付場所・時間
3	8(水) 9(木) 10(金)	【在学生】2023年4月に、 博士前期課程2年、博士後期課程2～3年になる者 【新入学者（学内進学者を含む）】2023年4月に、 入学予定者で4月7日に申請が困難な者	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～14:30
4	7(金)	【新入学者（学内進学者を含む）】 博士前期課程1年、博士後期課程1年になる者	ひばりラウンジ 15:00～16:00

### 〔結果通知〕

選考結果は、6月中下旬頃に学生課窓口にて配付予定です。

## 3. その他

- ① 後期申請については、掲示等でお知らせする予定です。
- ② 入学料・授業料免除及び徴収猶予についてわからないことがある場合は、学生本人が下記まで問い合わせしてください。保証人等からの問い合わせには対応いたしかねます。

学生課生活支援係（④番窓口）  
電話：0532-44-6558（平日 8:30～12:00, 13:00～17:15）  
e-mail：seikatsu@office.tut.ac.jp

# 提出書類一覧(申請時現在の状況を証明したもの)

## 1. 申請者全員が提出するもの

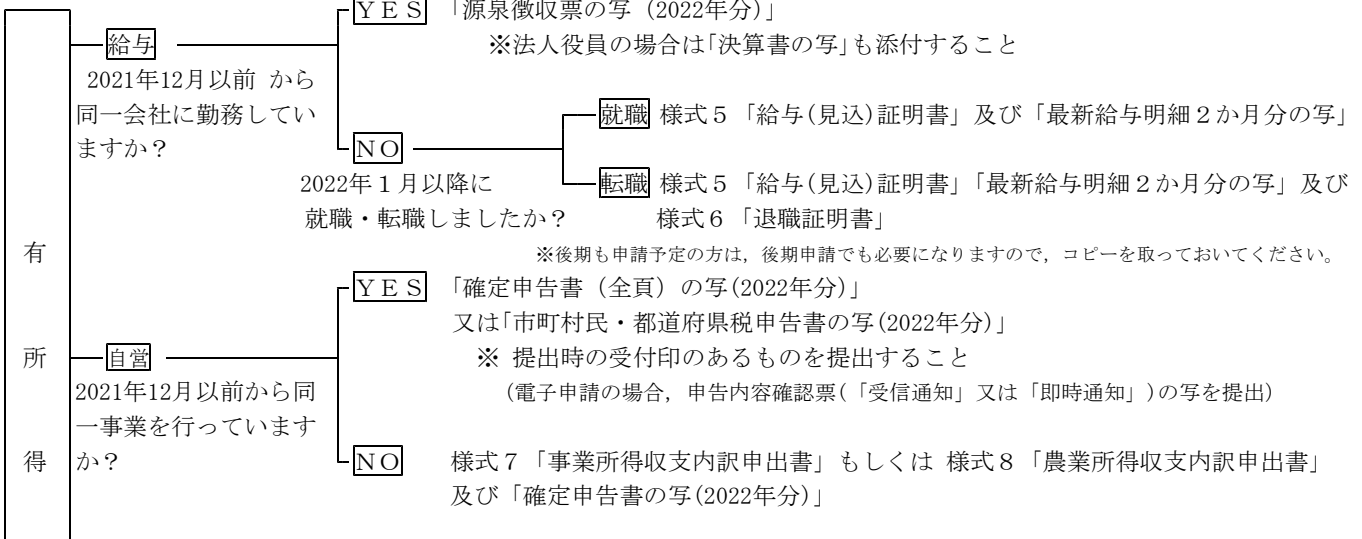
提出書類	様式	注意事項
◎提出書類一覧表	様式1	申請時に提出する書類(左側のみ)に「○」を付け、提出
◎免除申請書(家庭調書)	様式2	2023年4月1日現在で記入
◎住民票 (学生本人は不要) (2023年4月1日以降の発行日のものを4月10日までに提出)	市区町村役場発行	学資負担者と同居(同一生計)している全員が記載されているもの (「世帯全員の住民票の原本と相違ない」ことを証明したもの) (証明の無いもの、ホッチキスははずしたものは無効) (マイナンバーの記載のないものを提出してください)
◎所得証明書(2021年分) 学生本人分不要(独立生計者は必要)	市区町村役場発行様式	同居・別居を問わず、同一生計である者全員(就学者を除く)の分を提出(申請日の3ヶ月以内に発行されたもの)
◎(非)課税証明書(2021年分) 学生本人分不要(独立生計者は必要)	市区町村役場発行様式	同居・別居を問わず、同一生計である者全員(就学者を除く)の分を提出(申請日の3ヶ月以内に発行されたもの) 所得がない場合は「非課税証明書」を提出
◎経済状況申告書	様式4	収入と支出の合計を必ず一致させること 留学生、独立生計者のみ「給与見込証明書」「源泉徴収票」を添付
◎封筒(84円切手要貼付・長3型) (入学科免除申請者全員)		入学科免除の選考結果を学資負担者へ送付するために必要になります。学資負担者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付けて提出してください。

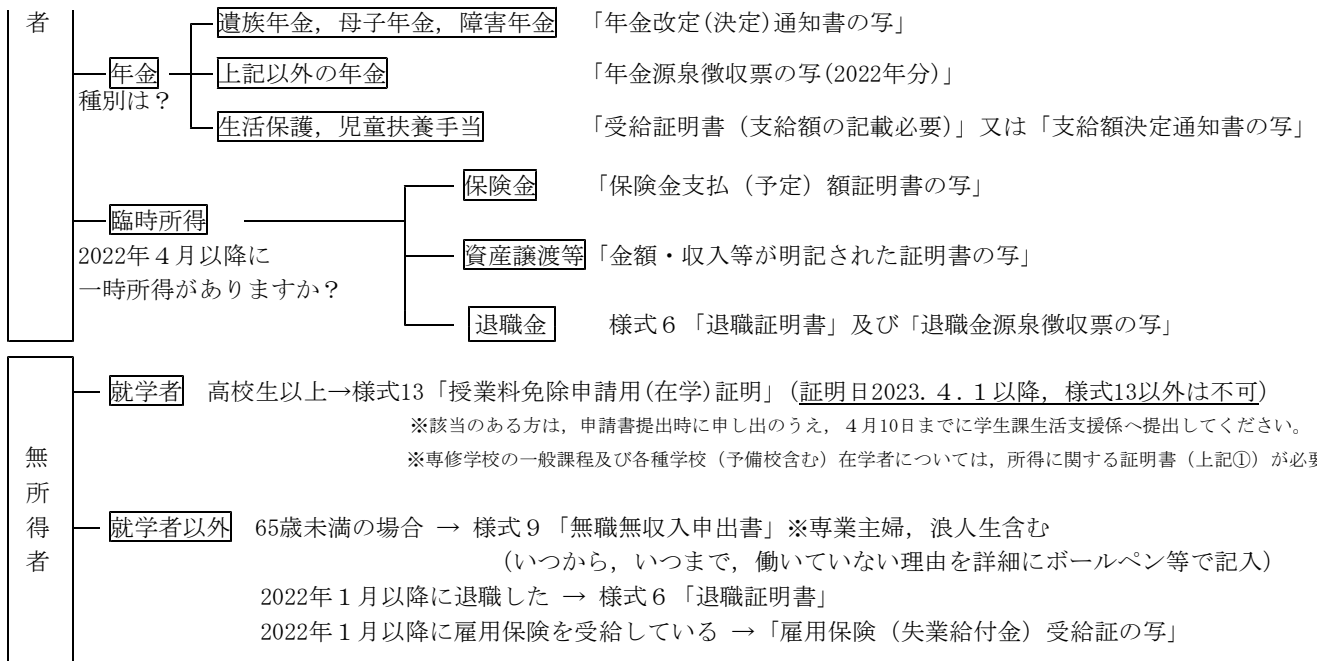
- 注1. 住民票を除き、申請時にこれらの書類が記入された状態で揃っていない場合は受付の受理ができません。
- 注2. 東日本大震災被災者(家計支持者の①死亡、②自宅の全半壊、③自宅が警戒地域・計画的避難区域)は、「提出書類一覧表」「免除申請書(家庭調書)」及び「り災証明書のコピー」のみに省略することができます(記入はすべて必要)。
- 注3. すべての有所得者について所得の状況に変更がなく、かつ、住民税非課税世帯(同一生計者全員が住民税非課税の世帯)は、「提出書類一覧表」「免除申請書(家庭調書)」及び「所得証明書(同一生計者全員分)」「(非)課税証明書(同一生計者全員分)」のみに省略することができます(記入はすべて必要)。

## 2. 提出する証明書類について

(必ずいずれかに該当します。申請時に提出してください)

①. 所得に関する証明書(複数の所得がある者は、各々について証明書が必要)





②. 特別控除に関する証明書

区 分	提 出 書 類	発 行 所	注 意 事 項
身体障害者・原爆被爆者がいる場合	○障害者・被爆者手帳の写	市区町村役場	
申請時において6か月以上(見込を含む)の長期療養者がいる場合	○長期療養者に関する申出書(様式10) ○医師等の診断書 ○医療費等の領収書の写(レシートは不可)※発行所, 月順, 日付順に整理したうえで提出すること ○還付金等の領収書の写	病院等 " 市区町村役場	診断書は必ず療養期間が明記されているもの 医療費等の領収書は, 2022年4月以降に実際に支払ったもので, 支払日・支払内訳・療養者名の明記されているもの
2022年10月以降に火災・風水害・盗難等の被害を受けた場合	○り災証明書又は盗難届出証明書 ○損害保険金等の領収書の写	市区町村役場, 警察, 消防署, 保険会社等	
申請時において主たる家計支持者が単身赴任等により家族と別居している場合	○学資負担者別居に関する申出書(様式11) ○別居により特別に支出している住居費・光熱水費の領収書の写または支出が証明できるもの ○別居の場合, 賃貸契約書等の写(契約者がわかるもの)		単身赴任等により家計支持者が別居している場合, その別居により2022年4月以降に実際に支払った特別な経費

③. その他の証明書

区 分	提 出 書 類	発 行 所	注 意 事 項
母子・父子世帯の場合	○母子・父子世帯申出書(様式12)		
2022年10月以降に学資負担者が死亡した場合	○除籍謄本, 死亡診断書等の写	市区町村役場, 医師	
学生本人が独立生計者である場合(既婚者, 日本学術振興会特別研究員等又は国内に父母がいない場合)	○住民票及び住居の賃貸契約書等の写(マイナンバーの記載のないもの) ○預金通帳の写 ○健康保険証の写	市区町村役場	父母等から援助を受けている場合は独立生計者に該当しません。また, 父母等から金銭的援助を受けていないだけでは, 独立生計者には該当しません。

●申請書類はエントリー受付メールでお知らせしたホームページからダウンロードしてください。

### 注意事項

- \*受付期間終了後は、いかなる理由があっても受付できません。
- \*提出書類について、◎は原本、○はコピー（写し）を提出してください。
- \*学会発表等正当な理由により、受付日に書類提出ができない場合は、必ず事前に連絡の上、受付期間前に提出してください。

## 提出書類に関する主な確認事項

入学料及び授業料免除申請手続において、質問や誤りの多い事項について列挙しました。提出書類を準備する際に必ず確認し、提出書類に不備の無いよう注意してください。（確認を終えたら□欄に☑を記入して使用ください。）

### 1. 所得に関する証明書について

- 住民票は必ず「世帯全員の住民票の原本と相違ない」旨の記載のあるものを提出すること。
- 「所得証明書」、「課税証明書」に加え、「源泉徴収票の写」（又は確定申告書の写）を提出すること（＝同一人について3種類の書類を提出する必要がある）。
- 2022年1月以降に前の職場を退職し、現在は別の職場で働いている者については、「所得証明書」、「課税証明書」に加え、「退職証明書」（様式6）（前の職場で証明を受ける）と、「給与（見込）証明書」（様式5）（現在の職場で証明を受ける）及び申請時に提出可能な「最新給与明細2ヵ月分の写」を提出すること。
- 年金受給者（祖父や祖母等）については、「所得証明書」、「課税証明書」（又は「非課税証明書」）に加えて、「年金改定（決定）通知書の写」等、前年の年金受給額を証明できる書類を提出すること。

### 2. 家庭調書（様式2）について

- 入学料免除と授業料免除を申請する場合は、それぞれ家庭調書が必要となる。
- 「家族及び所得」欄には、同一生計者全員を漏らさず記入すること。
- 「現職への就業年月」欄は、不明な場合は必ず家族に確認し、記入すること。
- 「同居」「別居」欄は、家計支持者との関係で記載すること。  
（例：家計支持者が父親の場合、父親と「同居」しているか否かを記載する。）
- 「就学者」の「本人」欄には、申請学生本人の状況を記入すること。
- 「申請者の自動車の所有状況」欄は、自動車（自動二輪・原付は含まない）の所有の有り・無しを選択すること（未選択不可）。

### 3. その他提出書類について

- 「住民票」→2023年4月1日以降発行のものを4月10日までに提出すること（それ以前の発行日のものは不可）。
- 「授業料免除申請用（在学）証明書」（様式13）→2023年4月1日以降の証明日のものを4月10日までに提出すること（それ以前の証明日のものは不可）。
- A4サイズより小さな提出書類（源泉徴収票の写、年金改定（決定）通知書の写等）は台紙に貼付け又はコピー等して、A4サイズに統一したうえで提出すること。
- 領収書（長期療養者に関する申出等で添付）は、発行所別、月別、日付順に整理してA4サイズにして提出すること。

◎提出書類の中には、準備に時間を要する書類※も含まれます。必ず時間的余裕をもって準備を始め、不明な点等は学生本人が事前に学生課生活支援係まで問合せてください。

※例：様式5「給与（見込）証明書」、様式6「退職証明書」、様式13「授業料免除申請用（在学）証明」

◎提出書類は返却・貸出はしませんので、控えとして必ずコピーを保存しておくようにしてください。